



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ

令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② {
■ 令和4年度**住民税（均等割）が非課税**の方
または
■ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず「3. 給付金の支給手続き」をご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903（受付時間:平日午前9時～午後6時）
詳しい申請方法は、住民福祉課までお問合せください。 ☎82-1226

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 🔍 で検索



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。